

東京都以外の自治体が認可している私立通信制高校の 授業料に対する助成金があります

助成額

① 国の助成

就学支援金

② 都の助成

私立都認可外
通信制高等学校
在学授業料助成金

年収目安

約590万円～約910万円まで

※1
※2

合計で

年25万8,000円まで

(在学校の授業料が上限) ※3

※1 助成対象について

・年収目安約590万円未満の世帯は、就学支援金のみ対象となり、本助成金の対象ではありません。

※2 年収目安について

- ・保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。
- ・年収は目安であり、審査は区市町村民税課税標準額等に基づき行います。
- ・所得要件を超えている場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、年5万9,400円負担が軽減されます。

※3 助成額について

・助成額は①と②を合わせて最大25万8,000円ですが、授業料の実負担額や所得等の状況により25万8,000円に満たない場合があります。

- ①の「就学支援金」は、全国一律の制度であり、申請要件、手続等につきましては、在学学校へお問い合わせください。
- ②の「私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金」は、東京都の独自制度であり、申請要件等は、以下のとおりです。

対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、東京都以外の自治体が認可している私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者です。 なお、生徒が学校の指定する都外の寮に都内から移り住む場合も対象となります。				
対象課程	東京都に本校がなく、設立にあたって東京都以外の自治体が認可している私立高等学校通信制課程です。 [参考] 学校の一覧をホームページ(裏面にQRコード等記載)に掲載しております。 ※私立高等学校を設立するためには、自治体で認可を受ける必要があります。認可取消になっている場合には、助成の対象となりません。				
対象授業料	高等学校の卒業に必要な単位習得のためにかかる授業料が対象です。 入学金、施設整備費、通学に係る交通費、サポート校の受講料等は対象外です。				
助成額	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	助成額(年額)		
	区市町村民税課税標準額 × 6% A 一区市町村民税調整控除相当額(※) が、154,500円以上304,200円未満の世帯	約590万円～約910万円未満	13万9,200円		
	B 上記Aの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯		5万9,400円		
	C 上記Bの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)				
※調整控除相当額について 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が 配偶者控除の範囲内の所得の世帯=1,500円 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は 配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円					
申請時期	10月頃(毎年度申請が必要です。) 9月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期をお知らせします。ホームページ(裏面にQRコード等記載)でもご案内します。				
手続の流れ	申請者(保護者) 申請書等提出 10月頃	東京都 一次審査 所得等審査	申請者(保護者) 授業料証明書等提出 12月～2月	東京都 二次審査 助成額判定	東京都 助成金振込み 3月末※
※授業料の実負担が決まらない場合等により、助成金の一部が翌年度以降の振込みとなる場合があります。					

保護者の年収目安と助成額

		就学支援金(国)	私立都認可外通信制高等学校 在学生授業料助成金(都)
年収目安(モデル世帯) ※5	所得要件超過 多子世帯※2	約910万円 ~ 約590万円	118,800円 (単位制:4,812円×履修単位数※4) + 139,200円※1
	約590万円 未満	297,000円※3 (単位制:12,030円×履修単位数※4)	59,400円

所得要件を超えている場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、年59,400円負担軽減されます。

59,400円

(年収目安約590万円未満の世帯)

就学支援金(国)のみ対象です。

私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金(都)は対象ではありません。

297,000円※3

(単位制:12,030円×履修単位数※4)

※1 年収目安約590万円～約910万円の世帯における授業料の助成額(就学支援金と私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金の支給総額)は、258,000円の範囲内で**在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。**

なお、授業料の実負担額や所得等の状況により258,000円に満たない場合があります。

また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金は支給されません。

※2 所得要件超過多子世帯:所得要件を超過しているが、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

※3 年収目安590万円未満の世帯で、授業料が年額制の場合は、就学支援金の支給額は297,000円の範囲内で**在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。**

※4 1単位当たりの授業料が定められている場合は、就学支援金の支給額は、履修単位に応じた支給となります。

支給対象単位数は、合計74単位が在学中の上限となります。

※5 年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

問合せ先

都認可外通信制授業料助成金担当 [(公財)東京都私学財団内]

☎ 03-5206-7930 (土・日・祝日・年末年始除く 9:15～17:00)

詳細は、右のQRコード又は次のURLからご確認ください。なお、就学支援金につきましては、**在学校**にお問い合わせください。

URL : <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000001563.html>

